

議案第 4 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1 概要

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（以下「災害弔慰金等の支給」という。）の認否を判定することが困難な事例を調査審議する審査体制を整えることで、大規模災害が発生した際に、速やかに支給の認否を判定できるよう、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（１）災害弔慰金等支給審査委員会の設置（第 16 条）

ア 災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する高根沢町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

イ 委員会は委員 5 人以内で組織し、委員は医師、弁護士その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱するものとします。

（２）高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第 2 項）

委員会の設置に伴い、委員の報酬の額を次のとおり定めます。

ア 医師又は弁護士の委員 日額 20,000 円

イ その他の委員 日額 13,000 円

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年高根沢町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 <u>第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）</u> <u>第 6 章 補則（第17条）</u> <u>第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査 審議するため、高根沢町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委 員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。</u> <u>3 委員は、医師、弁護士その他町長が適当と認める者のうちから 町長が委嘱する。</u> <u>4 前 2 項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則 で定める。</u> <u>第 6 章 （略）</u> （規則への委任） <u>第17条 （略）</u>	目次 <u>第 5 章 補則（第16条）</u> <u>第 5 章 （略）</u> （規則への委任） <u>第16条 （略）</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年高根沢町条例第159号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
別表（第 1 条、第 2 条関係）				別表（第 1 条、第 2 条関係）				
区分		報酬の額	費用弁償の額	区分		報酬の額	費用弁償の額	
(略)		(略)	高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号）に規定する行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額	(略)		(略)	高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号）に規定する行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額	
介護認定審査会委員 （兼障害支援区分認定審査会委員）	医師の委員	日額 20,000円		介護認定審査会委員 （兼障害支援区分認定審査会委員）	医師の委員	日額 20,000円		
	その他の委員	日額 13,000円			その他の委員	日額 13,000円		
災害弔慰金等支給審査委員会委員	医師又は弁護士の委員	日額 20,000円						
	その他の委員	日額 13,000円						
(略)		(略)		(略)		(略)		

備考 改正箇所は、太線で囲まれた部分である。